

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2694号及び第2695号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「生活保護法29条の規定による調査について（回答）（金融機関分）（平成24年2月2日付け 戸保護第14201号、戸保護第14202号、戸保護第14204号、戸保護第14205号による依頼に対する回答）」「戸籍謄本等の発行について（依頼）（平成24年2月13日 戸保護第20115号）」「ケース診断会議録（平成27年1月8日、平成27年2月12日開催分）」「ケース診断会議録（平成27年3月10日、平成27年9月9日開催分）」及び「ケース診断会議録（平成30年8月29日、平成30年9月3日、平成30年10月3日開催分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2694号】

(2) 「扶養援助のお願い（平成24年2月17日付け戸保護第21659号）」、「扶養照会出力記録（平成24年2月13日付け、平成24年2月17日付け）」及び「ケース記録（平成24年1月以降現在まで）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2695号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2694	平成30年10月31日	平成30年11月28日	平成31年3月7日	平成31年4月5日	個人	市長
2695	平成30年11月1日	平成30年12月4日	平成31年3月7日	平成31年4月5日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2694	「ケース診断会議録（平成27年1月8日、平成27年2月12日開催分）」、「ケース診断会議録（平成27年3月10日、平成27	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という）第22条第3号に該当</p> <p>・本人開示請求者以外の個人の氏名及び個人印の印影</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
	年 9 月 9 日開催分)」及び「ケース診断会議録（平成30年 8 月 29 日、平成30年 9 月 3 日、平成30年10月 3 日開催分)」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>(本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p> <p>条例第22条第 7 号に該当</p> <p>・ 訪問格付け、審査請求人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容</p> <p>(審査請求人と認識が異なっていた場合、担当福祉保健センターと審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な指導援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)</p>	
2695	「ケース記録（平成24年 1 月以降現在まで）」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p style="text-align: center;">個人情報非開示</p> <hr/> <p>条例第22条第 3 号に該当</p> <p>・ 本人開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号及び対応内容</p> <p>(本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p> <p>条例第22条第 7 号に該当</p> <p>・ 審査請求人との対応内容</p> <p>(今後の生活保護事務における重要性を勘案して抽出・要約した内容が記載されており、審査請求人と認識が異なっていた場合、担当ケースワーカー等と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)</p> <p>・ 訪問格付け、審査請求人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容</p> <p>(審査請求人の認識と異なっていた場合、担当福祉保健センターと審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)</p> <p>・ 関係者、関係機関から得られた情報及びそれに関する連絡調整内容</p> <p>(審査請求人に開示することにより、担当福祉保健センターと関係者、関係機関との関係が損なわれ、今後、生活保護の実施に必要な個人情報を得るのに、関係者関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じ、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)</p>	開示範囲を 拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2694	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。</p> <p>生活保護の決定及び実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについては、援助方針又は援助方針に基づく具体的な措置内容等について審査検討するために福祉保健センター内の会議としてケース診断会議を開催している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる資料のうちケース診断会議に係る資料であって、審査請求人に係るケース診断会議の内容をまとめた7回分の会議録及び添付資料である。7回分の会議録は、平成27年1月8日、同年2月12日及び同年3月10日に開催されたケース診断会議の「ケース診断会議記録票」（以下「本件ケース診断会議録1」という。）、平成27年9月9日及び平成30年8月29日に開催されたケース診断会議の「ケース診断会議録」（以下「本件ケース診断会議録2」という。）並びに平成30年9月3日及び同年10月3日に開催されたケース診断会議の「ケース診断会議録（63条・78条検討用）」（以下「本件ケース診断会議録3」という。）である。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件ケース診断会議録1の「係員」欄に押印した担当者印の印影及び「出席者」欄に記録された担当者名並びに本件ケース診断会議録2の「決裁及び供覧」欄に押印した担当者印の印影（以下「非開示情報1」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。また、本件ケース診断会議録1の「ケース格付」欄、「ケースの概要・資産の概要」欄、「援助経過」欄、「問題点」欄及び「会議内容」欄の情報、本件ケース診断会議録2の「ケース格付」欄、「検討事項詳細説明」欄及び「会議での意見・内容・結果」欄の情報並びに本件ケース診断会議録3の「ケース格付」欄、「身体状況」欄、「検討事項詳細説明」欄のうち「収入等の具体的内容及び経緯等（収入の時期・期間・本人申告の状況等）」欄、「会議での意見・内容・結果」欄及び「結論（措置）の根拠及び具体的理由等」欄の情報（これらを総称して、以下「非開示情報2」という。）を同条第7号に該当するとして非開示としている。</p> <p>ウ なお、実施機関は、本件保有個人情報の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）時に本件保有個人情報以外の保有個人情報についても一部開示とする決定をしており、実施機関からは本件処分と併せて当該決定についても諮問がなされているが、審査請求書等の内容から本件審査請求は、本件保有個人情報に限る申立てであると考えられる。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>非開示情報1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書の該当性であるが、実施機関の説明によれば、非開示情報1に係る個人はケースワークを担う非常勤職員であり、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。</p> <p>よって、非開示情報1は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p>

2694

《条例第22条第7号の該当性について》

ア 当審査会が見分したところ、非開示情報2のうち別表を除く部分は、世帯の訪問頻度に係る格付結果を記録したケース格付、審査請求人の身体状況、ケースの概要、ケース診断会議での検討事項等を記録した情報であって、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員が審査請求人に対する評価、判定、所見等及びそれに関する協議内容をありのままに記録したものであると認められる。

これらの情報は、審査請求人の認識に関わらず記録されたものであり、審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、担当ケースワーカー等に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人が実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に対する今後の適正な指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

イ これに対して、非開示情報2のうち別表の①に示す部分に記録された情報は、実施機関が組織として決定した審査請求人に対する指導、援助方針であり、審査請求人が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がなされている情報であると認められる。

また、別表の②に示す部分は、生活保護事務の規定に係る情報及び審査請求人から申告のあった客観的事実に係る情報であって、記録した担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報であるため、審査請求人の認識と異なるとは考えられない。

よって、これらの別表に示す情報を審査請求人に開示したとしても審査請求人との信頼関係が損なわれるとは認められず、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名	該当箇所	
① 指導、援助方針		
ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分）	「援助経過」欄	全て
	「会議内容」欄	「結論（今後の援助方針および具体的措置）」欄の1行目の23文字目から4行目行末まで
ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）	「援助経過」欄	全て
ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）の添付書類 （ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分））	「援助経過」欄	全て
	「会議内容」欄	「結論（今後の援助方針および具体的措置）」欄の1行目の23文字目から4行目行末まで
ケース診断会議録（平成27年9月9日開催分）	「会議での意見・内容・結果」欄	「結果・結論（今後の援助方針及び具体的措置内容）」欄の1行目及び2行目の全て
ケース診断会議録（平成30年8月29日開催分）	「会議での意見・内容・結果」欄	「結果・結論（今後の援助方針及び具体的措置内容）」欄の全て
ケース診断会議録（63条・78条検討用）（平成30年10月3日開催分）	「結論（措置）の根拠及び具体的理由等」欄	全て
② 客観的事実・規定		

答申 番号	判断の要旨		
2694	ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分）	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
	ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
	ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）の添付書類 （ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分））	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
	ケース診断会議記録票（平成27年3月10日開催分）	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
	ケース診断会議録（平成27年9月9日開催分）	「会議での意見・内容・結果」欄	「根拠（実施要領等の規定）」欄の全て
	ケース診断会議録（63条・78条検討用）（平成30年9月3日開催分）	「検討事項詳細説明」欄	「収入等の具体的内容及び経緯等（収入の時期・期間・本人申告の状況等）」欄の2行目から8行目までの全て
	<p>(注意)</p> <p>1 行数は、各欄に記録された情報のうち、各欄の見出しや注意書き等様式に元々記録されていた情報を除き数えるものとする。</p> <p>2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。</p>		
2695	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 実施機関が本件保有個人情報として特定した保有個人情報には、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルにつづられたケース記録のほか、実施機関が審査請求人その他関係者等とやり取りした書類が含まれている。</p> <p>ケース記録は、生活保護申請に係る書類、生活保護総合相談票、面接記録票、開始記録票、経過記録票、基準改定シート、資産台帳及び他法台帳（経過記録票から他法台帳までを総称して、以下「本件経過記録票等」という。）から構成されており、そこには、生活保護申請前の相談内容、生活保護申請内容、生活保護申請時の面接内容、世帯状況、生活歴、収入状況、資産負債の状況等の生活保護の開始に係る調査の経過及び結果並びに生活保護の開始後の面接及び訪問の経過並びに被保護者に対する支援等の経過が記録されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、生活保護総合相談票に記録された審査請求人以外の個人の氏名、審査請求人との関係、住所、電話番号及び審査請求人以外の個人とやり取りした情報、面接記録票に記録された相談歴、扶養義務者の住所、職業、家族構成、扶養照会の回答状況及び回答内容、経過記録票に記録された扶養義務者等審査請求人以外の個人とやり取りした情報並びに資産台帳及び他法台帳に記録された地区民生委員の電話番号（これらを総称して、以下「非開示情報1」という。）を条例第22条第3号に該当す</p>		

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2695</p>	<p>るとして非開示としている。また、生活保護総合相談票、面接記録票、開始記録票及び経過記録票に記録された審査請求人との対応内容（以下「非開示情報2」という。）、生活保護総合相談票、面接記録票、開始記録票及び本件経過記録票等に記録された訪問格付を含む審査請求人に対する評価・判定・所見並びにそれに関する協議内容（以下「非開示情報3」という。）並びに経過記録票に記録された関係者から得られた情報及びそれに関する連絡調整内容（以下「非開示情報4」という。）を同条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。</p> <p>生活保護申請に係る書類及び審査請求人その他関係者等とやり取りした書類については、全部を開示している。</p> <p>ウ なお、実施機関は、本件保有個人情報の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）時に本件保有個人情報以外の保有個人情報についても一部開示とする決定をしており、実施機関から本件処分と併せて当該決定についても諮問がなされているが、審査請求書等の内容から本件審査請求は、本件保有個人情報に限る申立てであると考えられる。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書の該当性についてであるが、非開示情報1のうち、扶養義務者の住所及び家族構成については、審査請求人本人との親族関係から、審査請求人が法令等の規定により知ることのできる情報ではなかった。また、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報でもない。よって、法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>その余の部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報2について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報2は、担当ケースワーカー等と審査請求人とのやり取りの記録であって、これらの情報は、長時間かつ多岐にわたる審査請求人とのやり取りの全てを記録しているものではなく、担当ケースワーカー等が今後の生活保護事務における重要性を勘案して抽出し、又は要約した内容が記録されていることが認められた。そのため、当該記載内容には作成した担当ケースワーカー等の評価や認識が反映されていると考えられる。</p> <p>これらの情報を審査請求人に開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、担当ケースワーカー等に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人が実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に対する今後の適正な指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>さらに、非開示情報2を審査請求人に開示することとなると、審査請求人と認識が異なっていた場合に信頼関係が損なわれることを恐れて、担当ケースワーカー等が、詳細かつ必要な情報を記載することを控えることによって、適正かつ継続的に案件を把握していくことが困難となるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>以上のことから、非開示情報2を開示すると、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 非開示情報3について</p> <p>(ア) 当審査会が見分したところ、非開示情報3のうち別表を除く部分は、世帯の訪問頻度に係る格付結果を記録した訪問格付、審査請求人に対して生活保護を実施する上での対応経過等を記録した情報であって、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員の審査請求人に関する評価、判定、所見等及びそれに関する協議内容がありのままに記</p>

2695 録されていた。

これらの情報は、審査請求人の認識に関わらず記録されたものであり、審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、担当ケースワーカー等に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人が実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に対する今後の適正な指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(イ) これに対して、非開示情報3のうち、別表の①に示す部分には、実施事務に係る客観的事実が記録されており、これらの情報は、担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報である。これらを開示しても審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれは認められない。

また、別表の②に示す部分に記録された情報は、実施機関が組織として決定した審査請求人に対する指導、援助方針であり、審査請求人が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がなされている情報であると認められる。したがって、審査請求人に開示したとしても審査請求人との信頼関係が損なわれるとは認められない。

(ウ) よって、非開示情報3のうち、別表に示す情報は、これを審査請求人に開示したとしても実施機関の主張する審査請求人との信頼関係が損なわれる等のおそれは認められず、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

ウ 非開示情報4について

当審査会が見分したところ、非開示情報4は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で、関係者から収集した審査請求人に係る情報や審査請求人について必要に応じて関係者と調整した経過の記録であり、これらの情報は、審査請求人の評価、判定につながる情報であることが認められた。そうすると、被保護者である審査請求人には開示されない前提で関係者から情報提供等がなされたものであるとの実施機関の説明は首肯できる。

このような情報を開示すると、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれ、今後生活保護事務を進める上で必要となる審査請求人に係る情報が得られなくなるおそれが認められる。

よって、非開示情報4を開示すると、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

	文書名	該当箇所
① 客観的事実		
開始記録票	2 調査の結果 (9) 扶養義務者の状況 2	「補足説明事項」欄の11行目及び16行目の全て
本件経過記録票等	59頁目 27.1.8等 記載の頁	16行目及び17行目の全て
	77頁目 27.7.21等 記載の頁	1行目から4行目までの全て、6行目の全て、10行目の全て及び11行目の1文字目から7文字目まで
	81頁目 27.9.2等 記載の頁	11行目の全て
	119頁目 H30.10.3等 記載の頁	7行目の全て及び13行目の9文字目から行末まで
	120頁目 H30.10.16等 記載の頁	24行目の全て

答申 番号	判断の要旨	
2695	② 指導、援助方針	
	59頁目 27. 1. 8等 記載の頁	7 行目から10行目までの全て
	73頁目 27. 6. 25等 記載の頁	16行目の全て及び17行目の 1 文字目から14文字目まで並びに19行目及び20行目の全て
	81頁目 27. 9. 2等 記載の頁	12行目の全て
	114頁目 H30. 8. 28等 記載の頁	9 行目の12文字目から10行目行末まで
	115頁 H30. 9. 3等 記載の頁	25行目の11文字目から31文字目まで及び26行目と27行目にまたがって記載された 1 行の全て
	119頁目 H30. 10. 3等 記載の頁	4 行目28文字目から 6 行目行末まで
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件経過記録票等の特定年 2 月 16 日の記録から始まる頁を 1 頁目とする。 2 行数は、空白の行を含め、罫線で区切られた行数を数えるものとする。 3 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。 		

※ 答申全文については、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第 4 号から第 6 号まで省略）

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲

げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881